

Title	『日本十進分類法新訂 10 版』の検討(その(16))：積み残された課題(1)
Author	前川, 由実子 / 北, 克一
Citation	情報学. 13 卷 2 号, p.87-95.
Issue Date	2016
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(16)

—積み残された課題 1—

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.16

- Challenges that Remain: I -

前川由実子[†]、北 克一^{††}

MAEKAWA Yumiko, KITA Katsuichi

概要：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、建築における様式及び言語による区分について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC、建築様式、言語による区分

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC, Architecture Style, Classification by Language

1. はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『NDC9』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。本稿では多面的な検討内容の内、『NDC10』の建築における様式及び言語による区分について検討を進める。

2. 『NDC10』における各様式の建築の取り扱い

『NDC10』では各様式の建築は次のようになっている。

<521 / 523 様式別の建築>

*日本、東洋、西洋およびその他の様式にわたる建築史は、520.2 の下に収める

この中間見出しにより、各様式の建築は次のよ

うに、「521 日本様式の建築」、「522 東洋様式の建築. アジア様式の建築」、「523 西洋様式の建築. その他の様式の建築」に 3 分される。

この 3 分された「○○様式の建築」(分類項目名は○○の建築)について、個々に検討をしていく。

2.1 「521 日本の建築」

*ここには、歴史、様式、図集を収める；
歴史上の個々の建造物は、各時代に収めず 521.8 に収める

<.2 / .6 各時代>

.2 原始時代

...

.6 近代：明治・大正・昭和・平成時代

*日本の和洋建築史は、ここに収める

*日本の洋風建築史 → 523.1

.8 各種の日本建築. 国宝・重要文化財の建造物

*ここには、歴史的建造物を収める

[.9] 洋館 →523.1

前川由実子[†] 関西大学等非常勤

北 克一^{††} 相愛大学

このように、521.2/6 は原則的に日本様式の建築[史]を時代区分に従って収める。なお、明治以降の近代建築[史]は、日本の和洋建築史は 521.6 に、日本の洋風建築史は、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」に収める。

これらを総合すると、「521 日本の建築」は、日本という地理的場所における建築物等を納めるのではなく、日本様式の建築物を納める箇所である。

2.2 「522 東洋の建築. アジアの建築」

次に、東洋の建築. アジアの建築を参照する。

522 東洋の建築. アジアの建築

*ここには、歴史、様式、図集を収める

.1 朝鮮

.2 中国

.24 台湾

...

.3 東南アジア

.5 インド

[.6] 西南アジア →522.7

.7 西南アジア

*別法：522.6

.9 中央アジア. 北アジア

一見すると地理区分の例示展開のように見受けられるが、先に見た中間見出し「<521/523 様式別の建築>」及びその注記により、あくまで「建築様式」による区分である。ただし、「522.1 朝鮮」、「522.2 中国」以下の展開の記号法はあたかも地理区分の適用であるかの錯覚を抱かせる²。

では、例えば「インドネシアの建築」を分類しようと考えるとどのような対処があるだろうか。

NDC10 の展開では、「522.3 東南アジア」の建築までしか細分ができない。結果として、「522.3 東南アジア」の建築には、インドネシアの建築をはじめ、東南アジア各国、各地域の建築が混在することになる。その中での第二配列要素は、著者記号または図書記号であろう。

書架では、「522.3 東南アジア[の建築]」の箇所に、東南アジアの建築及び、インドネシアの建築、ベトナムの建築、タイの建築、カンボジアの建築、ラオスの建築、ミャンマーの建築、フィリ

ピンの建築等が混配される。

同じく OPAC での分類検索「522.3」においても、検索結果は同様に混配状態である³。

対象資料の相対的な総量から考えて、この混配状態は、特に問題がないとの判断であろうか。

「522 東洋の建築. アジアの建築」における細区分は地理区分ではないのだから、具体的な建築様式をより細かく列挙すべきではないだろうか⁴。

2.3 「523 西洋の建築. その他の様式の建築」

*地理区分

*ここには、歴史、様式、図集を収める

<.02/.07 各時代>

.02 原始時代

.03 古代：ギリシア、ローマ

...

.07 20世紀 -

.1/.7 各国の建築

*別法：日本の歴史的建造物は、すべて

521.8/9 の下に収める

このように、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」では、「*地理区分」の指示がある⁵。

「521 日本の建築」、「522 東洋の建築. アジアの建築」においては、建築様式による細区分であったものが、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」では、「*地理区分」という異なる区分特性を指示している点を強調しておく。

これは先に見た中間見出し「<521/523 様式別の建築>」の意味することと明らかに異なる。論理的矛盾を侵さないためには、西洋やその他の地域では、地理区分で示される各国、各地域がそれぞれの建築様式と合致していることが必要である。これは論理的に困難である。

さて、ここで「*地理区分」の指示および

「[523].1/.7 各国の建築」に従い、地理区分を適用すれば、次のようになろう。なお、分類項目の名辞は、冗長を承知で記した。また、「西洋様式等の建築」は正確には、「西洋様式. その他の様式の建築」の意である。

523.1 日本における西洋様式等の建築

523.2 アジアにおける西洋様式等の建築

523.21 朝鮮における西洋様式等の建築

523.22 中国における西洋様式等の建築

・・・

523.3 西洋における西洋様式等の建築⁶

.33 イギリスにおける西洋様式等の建築

.332 スコットランドにおける西洋様式等の建築

・・・

のような展開となる。

なお、「521.6 近代：明治…」の第2の注記で「*日本の洋風建築史→523.1」と注参照がある。

2.3.1 *別法：521.8/9 日本の歴史的建造物

「523 西洋の建築. その他の様式の建築」の「*別法：日本の歴史的建造物は、すべて 521.8/9 の下に収める」も上記の展開に対応している。

ここで「521.8/9」を参照すると、二つの不整合が存在する。

第一は、「521.8 各種の日本建築. 国宝・重要文化財の建造物 *ここには歴史的建造物を収める」とあるが、別法指示の元は「523.1 日本の建築」、すなわち、日本における西洋様式等の建築等⁷であり、別法先の「521.8 各種の日本建築」とは、その包含内容に矛盾がある。

第二は、「[.9] 洋館 →523.1」があり、「521.9」は、二者択一項目である⁸。すなわち分類原則は、「523.1 日本の建築」は、地理的概念としての日本における西洋建築や、その他の様式の建築⁹をも包含すると考えられる。

しかし、別法はその対象建築を「歴史的建造物」に限定している。例えば、国立西洋美術館¹⁰などが匹敵するのであろう。

この別法採用の展開では、「521.8 / .9」は歴史的建造物、かつ、西洋の建築様式等を収め、他の歴史的建造物でない西洋の建築様式等は、523.1 に収めることになる。「521 日本の建築」が日本様式の建築であるのに対して、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」では、地理区分展開を用いたことによる矛盾である。

2.3.2 「523 西洋の建築. その他の様式の建築」

「523 西洋の建築. その他の様式の建築」の<.02 / .07 各時代>では、西洋圏およびビザンチ

ン、サラセンのイスラム圏までが対象となっている。ここから、523.02 / .07 は、西洋圏+イスラム圏の建築様式史、建築史と考えられる。

すると、「523.1 / .7 各国の建築」は具体的に展開するとどうなるだろうか。

523.1 日本の建築

.2 東洋の建築. アジアの建築

.3 西洋の建築

.33 イギリスの建築

.34 ドイツ. 中欧の建築

.35 フランスの建築

・・・

.4 アフリカの建築

.5 北アメリカの建築

.51 カナダの建築

.53 アメリカ合衆国の建築

・・・

.6 南アメリカの建築

.7 オセアニア. 両極地方の建築

このように展開では、

- (1) 523.4 以降の展開は「西洋及びその他の様式の各国の建築」の概念範囲と矛盾する。
- (2) 523.1 日本の建築、523.2 アジアの建築も単純な地理区分展開では、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」の西洋圏およびビザンチン、サラセンのイスラム圏までの範囲を超える。

先に見た中間見出し「<521 / 523 様式別の建築>」及びその注記により、あくまで「建築様式」による区分である。にもかかわらず、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」に地理区分指示を持ち込んだことによる矛盾が生じている。

このように、521 / 523 の様式別の建築の展開は矛盾に満ちている。

2.4 <526 / 527 各種の建築>

<526 / 527 各種の建築>

*ここには、現代の建築計画および工事誌を収め、歴史的建造物は 521 / 523 に収める、と中間見出しがある。

例えば博物館は、

526 各種の建築

*網目表に応じて区分 例：.06 博物館，…
ここから、博物館建築 526.06 が導かれる。
一方、本表の「069 博物館」では、

069.2 博物館建築. 博物館設備

→: 526.06

と、「→: 526.06」への「をも見よ参照」がついている。

また相関索引を確認すると、

博物館建築(建築) 526.06

博物館建築(博物館学) 069.2 となっている。

一般に、相関索引での限定語彙は、その前の被限定語彙の扱われる分野などを示す。すなわち、建築[学]における博物館建築は、526.06 に、博物館学における博物館建築は、069.2 にと解釈ができる。

二つの中で選択をすればしたら、どちらの学問分野の視点からの著作かということになる。また、分類重出が可能な OPAC システムであれば、両方を付与することも考えられる。

なお、相関索引で名辞「建築」を確認したが、「建築」の下での合成語「博物館建築」等の列挙はなかった。

3. 一般補助表「III 言語区分」と固有補助表「9) 言語共通区分」、「10) 文学共通区分」の複数言語の扱いについて

『NDC10』における一般補助表「III 言語区分」と固有補助表「9) 言語共通区分」及び「10) 文学共通区分」での複数言語の扱いは、その適用規則が異なる。

これについては、『NDC9』の改訂時に、『NDC8』での一般補助表「IV 言語共通区分」、「V 文学共通区分」について、言語の集合(諸語)、及び、分類記号を複数の言語で共有している言語には付加しない、と変更している。しかし、一般補助表「III 言語区分」については、現状踏襲としたためと考えられる。

なお、複数言語の扱いについては、既に先行論文で「言語共通区分の適用、0 類の言語区分の適用」¹¹において、考察の対象としたが、ここでは視野をより一般化して、「3. 一般補助表「III 言語区分」と固有補助表「9) 言語共通区分」、「10) 文学共通区分」の複数言語の扱いについて」として、再び、検討の対象としたい。なお、論述の一部に重複があることをお断りしておきたい。

語区分」と固有補助表「9) 言語共通区分」、「10) 文学共通区分」の複数言語の扱いについて」として、再び、検討の対象としたい。なお、論述の一部に重複があることをお断りしておきたい。

3.1 <031 / 038 各言語の百科事典>について

3.1.1 その他の諸言語の百科事典

ここで、例示として「038.999 その他の諸言語の百科事典」を取り上げる。まず、「030 百科事典」の下位項目である「038 ロシア語」以下の部分を抜粋で示す。

030 百科事典

*原著の言語による言語区分

<031 / 038 各言語の百科事典>

(中略)

038 ロシア語

.9 その他のスラブ諸語

*889 のように言語区分

例：038.98 ポーランド語の百科事典

.999 その他の諸言語

*891 / 899 のように言語区分

例：038.99932 アイルランド語の百科事典

このように「038.999 その他の諸言語の百科事典」には、注記「*891 / 899 のように言語区分例：アイルランド語の百科事典 038.99932」がある。これについて考えていく。

まず、8 類でアイルランド語を参照すると、「893.2 アイルランド語」が存在する。また、分類項目のインデクションが分かり易い一般補助表の言語区分を抜粋で引用する。

-8 ロシア語

-89 その他のスラブ諸語

(中略)

-898 ポーランド語

-9 その他の諸言語

(中略)

-93 その他のヨーロッパ諸言語

-931 ケルト諸語

-932 アイルランド語. スコットランド・ゲール語

ここで、一般補助表の言語区分では、「-932 アイルランド語」がある。これより、単純に「038.999 + -932 = 038.999932 アイルランド語の百科事典」とすると、注記中での例示の「アイルランド語の百科事典 038.99932」にならない。ここでは、合成を次のように考える。

038.999 + [-9]32 = 038.99932

その他の諸言語の百科事典+その他の諸言語の
アイルランド語である。

すなわち、ここではその他の諸言語のアイルランド語の「[-9]32」先頭の「その他の諸言語」という意味をあらわす記号「[9]」が合成した記号中に重複して出てくるので、省略して合成を行う。

よって、アイルランド語の百科事典は、「038.99 + -932 = 038.99932 アイルランド語の百科事典」となり、注記の事例と一致する。

3.1.2 ポーランド語の百科事典

では、ポーランド語の百科事典はどうか。「3.1.1」で述べたようにポーランド語の百科事典は、038.98 であった。

ここで、この二つの事例を比較してみよう。

「038.9 + [-89]8 = 038.98 ポーランド語の百科事典」

「038.999 + [-9]32 = 038.99932 アイルランド語の百科事典」

すなわち、「-89 その他のスラブ諸語」の百科事典と、「-93 その他のヨーロッパ諸言語」の百科事典とでは、一般補助表の言語区分を合成する時の、左側の言語区分の形が異なる¹²。

3.1.3 エスペラント語の百科事典

では、人工言語のエスペラント語の百科事典の場合はどうなるのだろうか。やはり、「038.999 + [-9]91 = 038.99991 エスペラント語の百科事典」となる。すなわち、一般補助表の言語区分において、「-9 その他の諸言語」以降に列挙されている言語の百科事典は、「038.999」の注記に従い、「038.999 + 一般補助表の言語区分の言語記号から[9]を省いた形」を取る。

しかし、こうした合成規則を「038.999 その他の諸言語の百科事典」から読み解くのは、著しく困難である。「各類概説」での丁寧な解説と、本表中、該当箇所での分かり易い注記の追加を求めたい。

いずれにせよ言語区分を行うのに、一般補助表「III 言語区分」を単純に合成できず、8 類を参照する構造は、正常な姿ではない。一般補助表の基本的な合成規則の展開が望まれる。

なお、9 類文学においても、次の「その他の○○の文学」では、8 類の記号との合成指示があることを追記しておく。

929 その他の東洋文学

949 その他のゲルマン文学

979 その他のロマンス文学

989 その他のスラブ文学

993 その他のヨーロッパ文学

994 アフリカ文学

995 アメリカ諸言語の文学

3.2 固有補助表「9 言語共通区分」の適用について

固有補助表「9 言語共通区分」の第1注記は次のように記載されている。(下線筆者)

*各言語は、すべて言語共通区分により細分することができる 例：829.762 アラビア語の語源；ただし、言語の集合(諸語)および分類記号を複数の言語で共有している言語には付加しない

例：829.37 モン・クメール諸語の音声、829.42 インドネシア語の辞典

例示の意味がいささか分かりにくい、「使用できない」例である。

すなわち、一般補助表「III 言語区分」では、モン・クメール諸語及びインドネシア語は、次のようになっている。

-2937 モン・クメール諸語：ベトナム語[安南語]

-2942 ムラユ語[マレー語・マライ語]、インドネシア語

これから、「-2937 モン・クメール諸語」は、「言語の集合(諸語)」に該当し、言語共通区分による細分ができない。このため、「829.37 モン・クメール諸語」で止め、「829.37 モン・クメール諸語 + -1(音声)」とはできない例を挙げている。

また、「-2942 インドネシア語」は、「分類記号を複数の言語で共有している言語」に該当し、やはり言語共通区分による細分ができない。このため、「829.42 インドネシア語」で止め、「829.42 インドネシア語 + -3(辞典)」とはできない例を挙げている。

しかし、注記における「例：829.37 モン・クメール諸語の音声、829.42 インドネシア語の辞典」のように、使用しない事例を「例：」として表記することはいかなるものであろうか。もし、記載するのであれば、例えば、「例：×829.371 モン・クメール諸語の音声、×829.423 インドネシア語の辞典」のような記述がまだしもである。

いずれにせよ、『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用法」等において、明確な解説が必要であろう¹³。

3.3 固有補助表「10) 文学共通区分」の適用について

固有補助表「10) 文学共通区分」の注記は次のように述べている。(下線筆者)

ただし、言語の集合(諸語)および分類記号を複数の言語で共有している言語による文学には付加しない 例：929.8 インド諸語の小説集，994.7 スワヒリ語の小説

この例の「929.8 インド諸語の小説集」及び「994.7 スワヒリ語の小説」¹⁴は共に、使用できない例である。固有補助表「9) 言語共通区分」と同じく、「×929.83 インド諸語の小説集」及び「×994.73 スワヒリ語の小説」と表現すべきである。

3.4 「929 その他の東洋文学」の注記の問題

「929 その他の東洋文学」の注記では、次の説明がある¹⁵。

*829 のように言語区分 例：.1 朝鮮文学[韓国文学]，.2 アイヌ文学，.32 チベット文学，.37 ベトナム文学[安南文学]，.57 トルコ文学，.76 アラビア文学，.93 ペルシア文学

これらの事例中で、「.37 ベトナム文学[安南文学]」及び「.57 トルコ文学」は、問題がある。「829 その他の東洋の諸言語」との対比で示す。

9 類文学 8 類言語
.37 ベトナム文学 .37 モン・クメール諸語：
[安南文学] ベトナム語[安南語]

...

.57 トルコ文学 .57 チュルク諸語:トルコ語,
アゼルバイジャン語, ウズベク語, カザフ語, キルギス語, トルクメン語

ここでベトナム語[安南語]は、8 類言語「.37 モン・クメール諸語」の分類小項目として示されている。念のために『NDC10』における分類小項目の意味を確認しておく¹⁶。

2) 分類小項目名

その分類項目名の下位概念を表す名辞を、分類小項目名としてコロン(:)を介して併記することがある。分類項目名の理解を助けるために分類小項目名を記載するが、下位概念がすべて網羅されているわけではない。

このように、ベトナム語[安南語]は、8 類言語「.37 モン・クメール諸語」の例示的下位概念である。固有補助表「10) 文学共通区分」は、言語の集合(諸語)(中略)複数の言語で共有している言語による文学には付加しない」としており、この事例は矛盾している。

また、「.57 トルコ文学」は、8 類言語では「.57 チュルク諸語」が対応しており、トルコ語はアゼルバイジャン語他と並んで、チュルク諸語の多くの下位概念である。

固有補助表「10) 文学共通区分」は、言語の集合(諸語)(中略)による文学には付加しない」としており、このトルコ文学の事例も矛盾している。

3.5 言語による区分の合成規則の相違

一般補助表の言語区分において、一つの記号で、「-932 アイルランド語・スコットランド・ゲール語」のように複数言語が「同居」している場合にも、その個々の言語の百科事典は個々に展開ができる。

このことは、固有補助表「9) 言語共通区分」及び「10) 文学共通区分」において、「ただし、言語の集合(諸語)および分類記号を複数の言語で共有している言語には付加しない」と合成を禁じているのとは異なる。

しかし、この相違に対しての論理的な説明はつかない。現状のままに放置すると、例えば、「精緻な」合成解説を施した「教科書」¹⁷が普及し、初学者は理解不能に陥る。否、初学者のみならず、図書館現場においても同様であろう。

こうした合成規則の異なりを放置しておいてよいとは思えない。日本におけるマイナー言語の百科事典等の出版点数という文献的根拠からも¹⁸、百科事典等においても、「言語の集合(諸語)および分類記号を複数の言語で共有している言語には付加しない」と合成を禁じるように、修正を行うのが『NDC10』の論理性を高めると考える。

4. 複合主題の資料における「一般から特殊の原則」

『NDC9』では、本表編の「解説」において、「原則として、一般から特殊への順序」が述べられていた。「NDCでは、並列する主題間の優先順位は、原則として一般から特殊への順序となっている」¹⁹と。

しかし、『NDC10』においては、『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用法の「2.1 一般分類規定 5)主題と主題との関連」において、分類表の主題配列順序の原則について触れてはいるが、そこではこの一般から特殊への展開への言及が欠落している²⁰。

これについては、やはり丁寧な解説の追加を望みたい。

5. さいごに

本稿では『NDC10』に関して、積み残したと考える課題について取り上げた。対象としたのは、<521

/ 523 様式別の建築>及び、一般補助表「III 言語区分」と固有補助表「9) 言語共通区分」、「10) 文学共通区分」の複数言語の扱い、の2点である。

『NDC10』を使用し、『NDC10』に馴染む中で、他の箇所においても、さまざまな疑問が起こることが考えられる。その時にはいったん立ち止まり、分類法の基礎に立ち返って考察を行いたい。

主旨は『NDC10』の論理性、透明性の向上を願うてのことである²¹。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の分類委員会報告」に記されている。

引用文献

1 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

2 なお、「522 東洋の建築. アジアの建築」の展開内容は、『NDC9』を引き継いでいる。

3 試しに NDL-OPAC の詳細検索モードで、分類検索を選択し、「522.3」を検索したら、検索結果は、混配状態であった。

4 例えば、NDL-OPAC でもカンボジアのアンコールワット遺跡関係の資料は散見された。

このように、例えば東南アジアの各地域等の固有の遺跡関係文献は、一定存在している。

また、アフガニスタンにおけるバーミヤン遺跡やイラクにおけるバビロニア遺跡の破壊行為は、耳目に新しい。

5 なお、「523 西洋の建築. その他の様式の建築」の展開内容は、『NDC9』を引き継いでいる。

6 冗長な分類項目名を仮に付したが、「西洋における西洋様式等の建築」の事例として、例えば、スペインにおけるモスク建築物を想起すれば、「西洋におけるその他の様式の建築」がイメージできよう。

7 例えば、国立西洋美術館や日本におけるイスラム教のモスクを想起するとよい。

8 二者択一項目。分類記号のみが各括弧([])に囲まれている分類項目。通常は(→)で指示された分類項目に分類する。ただし、図書館の性格によっては、この分類項目を使用することができる。

9 例えば、日本におけるイスラム教のモスク建築を想起すればよい。

10 国立西洋美術館(こくりつせいようびじゅつかん、英: National Museum of Western Art, NMWA)は、東京都台東区の上野公園内にある、西洋の美術作品を専門とする美術館である。独立行政法人国立美術館が運営している。本館は「ル・コルビュジェの建築作品・近代建築運動への顕著な貢献」の構成資産として世界文化遺産に登録されている。

『ウィキペディア日本語版』

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E7%AB%8B%E8%A5%BF%E6%B4%8B%E7%BE%8E%E8%A1%93%E9%A4%A8>

【確認: 2016 年 9 月 20 日】

11 川瀬綾子、米谷優子、村上泰子、北 克一「『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(13) —8 類言語—」『情報学=Journal of Informatics』12(2),

p.108-116.

12 前掲 8)の論文では、次のように指摘した。引用しておく。

なお、『NDC9』では、一般補助表の「III 言語区分」において、「2.1 030, 040, 050, 080」において、次のように記述している。

分類記号に直ちに付加する。

例) ポルトガル語で書かれた百科事典

036.9 (=03 + -69)

ただし、030, 040, 050 においては、-9 以下は 0*8.99 に付加する。(*=3, 4, 5)

例) アイルランド語で書かれた論文集

048.99932 (=048.99 + -932)

出典:『NDC9』、「一般補助表. 相関索引編」p.29.

『NDC10』での展開に比べて、『NDC9』のほうが、明らかに明晰である。分類委員会の再検討を願う。

13 例えば、『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用方法の「4.2 固有補助表」の箇所である。

14 「929.8 インド諸語の小説集」は、「829.8 インド諸語」に対応しており、下位区分に「829.81 オリヤー語. マラーティー語. グジャラート語. ロマニー語[ロマ語]. シンド語[シンディー語]が展開されている。

また、「994.7 スワヒリ語の小説」は、「894.7 ニジュール・コルドファン諸語: バントゥ諸語, スワヒリ語」に対応している。

15 『NDC10』本表・補助表編. P.420.

16 『NDC10』本表・補助表編. P.21.

17 こうした「合成解釈」を、学問分野「分類法」の精緻さと誤解させ、「ノウハウ(奥義)」などとの講義する錯覚は慎みたい。

18 平たくいえば、「030, 040, 050」の百科事典、一般論文集、一般講演集、逐次刊行物において、諸語の単位をさらに区分する必要性は、収集資料の絶対量からして少ない。

19 『NDC9』「本表編」p.xxxv-xxxvi。「解説 3.4.3 主題と主題との関連 5」並列する主題間の優先順位」。

20 『NDC10』「相関索引・使用法編」p.273-274.

『NDC9』では、「3.4.3 主題と主題との関係 5」並列する主題間の優先順位」(p.xxxvi)において次のように言及がされていた。

NDC では、並列する主題間の優先順位は、原則として一般から特殊への順序となっている。それゆえ、たとえば昆虫の生態研究は 481.7 動物生態学に分類せず、486.1 一般昆虫学へ分類する。すなわち、並列する主題の後のほうが優先順位が高い。

²¹ 諸 NDC において、主題概念の階層性を記号の階層性が反映していない、縮約項目、不均衡項目の存在が、いかに分類表としての論理性、透明性を妨げてきたか。また初学習者の理解を妨げてきたか、を思えば、可能であれば分類理論の基本に立ち帰った検討も必要ではないだろうか。